

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり公表します。

平成二十六年四月一日

地方独立行政法人奈良県立病院機構

理事長 榑 壽 右

一 根拠となる条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる条例等の名称及び条項		対象手続等の名称
名称	条項	
奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）	第六条第一項	行政文書の開示請求

二 適用日

平成二十六年四月一日